

以上ノ趣旨ニ依リ理事者ニ善慶方ヲ要望スルコト  
一新會

(2)  
二十日午後二時ヨリ幹事會全三時三十分ヨリ總會ヲ開催  
出席議員橋本祐幸以下約四〇名松永東座長トナリ橋本祐  
幸長ヨリ、市電車議ニ關スル経過報告ヲ為シタル後強制  
調停發動問題ニソキ一部ニ自治擁護運動ヲ起スヘシト  
ノ議論アルモ現在ハ本問題ヲ協議スヘキ時機ニ至リ居ラ  
サルヲ以テ委員會ノ進行ニ伴ヒ適當ノ方策ニ出ツルコト、  
ニタシト述、  
一同之ヲ兼認次ヲ對策協議ノ結果左ノ決議ヲ為シ之ヲ理  
事者ニ平交ニ断平所信ノ貫徹ニ努力スル様鞭撻スルコト  
ニ決定  
今四時三十分散會ス

決議

一 理事者ハ曩ニ決定シタル電氣局更生原案ヲ断固貫徹ス  
ヘシ  
一 理事者ハ解職者ノ復職ヲ拒否スヘシ

以上